

○藤沢市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第5号

改正

令和5年2月24日条例第29号

令和7年3月7日条例第13号

藤沢市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、及びこども施策(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第1項第3号において同じ。)の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(委員)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育に従事する者
- (4) 主任児童委員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。)の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日条例第29号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月7日条例第13号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。